

9月
定例会



VOL. 46

いかた 議会だより

平成28年(2016年)11月発行

編集 伊方町議会

議会だより編集委員会

電話 0894-38-2662

風車まつり



今回の主な内容

第 42 回 臨時会	2P
第 46 回定例会の動き・主な決定事項	2P~4P
い っ ぱ ん 質 問	4P~6P
第 2 回 議 員 研 修	6P~7P

第42回臨時会報告

第42回臨時会は、8月29日に開催され、上程された議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

【主な決定事項】

報告

町長の専決処分事項報告

(平成28年度伊方町一般会計補正予算(第2号))

補正額 52,451,000円
補正後 10,225,100,000円
主な内容 災害復旧費他

請負契約

三崎保育所改築工事請負契約の締結

契約金額 172,800,000円
契約相手 堀田建設(株)伊方支店

三崎中央集会所新築工事請負契約の締結

契約金額 79,812,000円
契約相手 堀田建設(株)伊方支店

伊方町学校給食センター建設工事請負契約の締結

契約金額 440,640,000円
契約相手 堀田建設(株)伊方支店

町道宇和海線道路改良工事(5工区)請負契約の締結

契約金額 119,340,000円
契約相手 藤川建設(有)

町道豊之浦地区内1号線道路新設工事請負契約の締結

契約金額 62,640,000円
契約相手 (有)堀保組

町道与修地区内1号線道路新設工事請負契約の締結

契約金額 58,860,000円
契約相手 堀田建設(株)伊方支店

九丁漁港海岸保全施設整備事業請負契約の締結

契約金額 56,808,000円
契約相手 (有)竹場建設

伊方庁舎電算室等移設工事請負契約の締結

契約金額 59,940,000円
契約相手 四電エンジニアリング(株)伊方支社

9月定例会の動き

第46回定例会は、9月16日～23日に開催され、上程された議案(報告3件、条例2件、決算認定12件、補正予算9件、契約3件、その他5件)は、いずれも原案のとおり可決・承認されました。

【主な決定事項】

報告

平成27年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率

平成27年度決算における本町の財政状況を地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規則する法律に規定する比率で示し、健全な状況にあることを報告

町長職務代理者の専決処分事項報告

(平成28年度伊方町一般会計補正予算(第3号))

補正額 12,092,000円
補正後 10,237,192,000円
主な内容 町長選挙費

平成27年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出

平成27年度における本町の実態を地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づいて評価・点検し、概ね良好な状況にあることを報告



伊方町イメージキャラクター
『サダンディー』
をよろしくお願ひします。

条 例

伊方町税条例の一部を改正する条例制定

特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するための所要の改正

伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定

町民税で分離課税される特例適用利子等の額を、所得割額の算定等に用いる総所得金額に含めるための所要の改正

決 算

平成27年度伊方町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定

平成27年度一般会計及び11特別会計歳入歳出決算を認定（決算内容は広報いかた11月号に掲載）

予 算

平成28年度伊方町一般会計及び特別会計補正予算

平成28年度一般会計及び8特別会計の補正予算を可決（一般会計補正予算の内容は下記のとおり）

契 約

佐田岬灯台公園整備工事請負契約の変更締結

変更前 76,896,000円
変更後 80,459,000円
変更理由 事業量変更による増額

伊方製氷施設改修工事請負契約の締結

契約金額 88,560,000円
契約相手 日機愛媛㈱（松山市）

町道三崎名取口線道路改良工事請負契約の締結

契約金額 62,424,000円
契約相手 (有)三崎建設

その他

八幡浜地区施設事務組規約の変更

休日・夜間急患センターを一次救急休日・夜間診療所に名称変更

愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分

組合の共同事務構成団体である西条市の脱退に伴う財産処分

愛媛県市町総合事務組規約の変更

組合の共同処理事務構成団体である西条市を脱退させるための規約改正

議会運営委員会の閉会中の継続調査

議会閉会中における委員会活動の継続を決定

原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査

議会閉会中における委員会活動の継続を決定

平成28年度補正予算

(単位：千円)

会 計 名	補 正 額	補 正 後
一般会計（第4号）	141,083	10,378,275
国民健康保険特別会計（第1号）事業勘定	10,439	2,034,752
直営診療施設勘定	△1,408	519,341
港湾整備事業特別会計（第1号）	2,528	55,419
介護保険特別会計（第1号）	28,531	1,235,019
公共下水道事業特別会計（第2号）	4,017	260,712
小規模下水道事業特別会計（第2号）	297	69,503
特定地域生活排水処理事業特別会計（第1号）	16	40,143
風力発電事業特別会計（第1号）	38,767	101,403
水道事業会計（第1号） 収益的支出	2,015	333,647
資本的支出	△372,261	188,529

一般会計補正予算の主な内容

(単位：千円)

事業名	事業概要	予算額
移住者住宅改修支援事業	移住者の戸建て住宅改修に対する補助	4,200
中山間直接支援交付金事業	第4期対策（H27～32）5ヶ年 2年目 集落協定数（伊方地区） 7 （瀬戸地区） 7 （三崎地区） 9 計 23集落	72,922
道路新設改良事業	正野地区水路付替工事ほか	14,091
現年発生補助災害復旧事業（町道）	町道志津線 ほか7箇所	183,570
現年発生補助災害復旧事業（農道）	大佐田線農道 ほか2箇所	22,900
消防操法全国大会	10/14 長野県 三崎分団3部	5,613
町民グランド照明修繕工事	照明絶縁改修、高圧受電設備改修	3,050

いっぱん質問



篠川長治議員

「公の施設」について

問

平成15年の地方自治法の改正により、公の施設における指定管理者制度が導入され、町では、伊方町集会所条例の全部を改正し、平成23年度から町内の集会所においてこの制度に移行している。地方自治法には次のような規定がある。

- ・ 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村の住民とする。
- ・ 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。そこで、「湊浦ふれあいセンター」は、これまでの答弁を要約すると、湊浦地区の財産となつているから「すべての法令」に照らして「公の施設」とすることができない。つまり「湊

浦ふれあいセンター」を公の施設とするためには、施設を町に寄付し、町の所有とすることで解決することになるが、一方、地方自治法においては、地方公共団体は「公の施設」を設けるにあたり、必ずしも所有権を取得することまでは必要とされず、賃借権、使用貸借権等によって施設を住民に利用させる権利を取得した場合においても、当該施設を「公の施設」とすることができると考えられているが、このことについて答弁を求めている。

答

職務代理者

伊方町集会所条例に定める各集会所については、議員が申されましたとおり、地方自治法の改正により、指定管理者制度への移行によって、管理運営を行っている。これは、施設の所有者と施設運営の在り方を総合的に判断して行っているものであり、山下前町長は、「湊浦ふれあいセンター」を公の施設とするための選択肢として、施設を町へ寄付し町の所有にすることが最もシンプルで分かりやすい方法であるとの考えにより、議員の再三の質問に対し、解決方法の一つとして、提案したものと受け止めている。

また、公の施設を設置するに当たり必ずしも所有権を取得するこ

とまでは必要とされていないことについては、町としましても施設の管理運営の実情を踏まえ最も適切な方法を選択する必要がある、その方向性を模索するためには、相手との協議により、双方の合意形成を図る必要がある。現状は、湊浦地区からは、何の話もなく、具体的な進め方の議論をする段階に至っていない。今後、湊浦地区より、協議の申し出があれば、町として対応可能な範囲で協議を行い、対応方法を模索することになると考えている。



湊浦ふれあいセンター

「つわぶき荘」入所者の自然災害など、緊急時の避難対策等について

問

東京電力福島第1、第2原発を除く全国15の原発で、過酷事故と地震などによる複合災害が発生した想定で、交通権学会の上岡直見会長が行った本年7月16日までの試算によると、伊方原発においては、道路機能の低下割合ゼロの場合、30キロ圏外への移動にかかる時間は約8時間であるが、5%機能が低下すると、移動完了までの所要時間は9時間30分（1.2倍）に、10%低下すると12時間10分（1.5倍）となっており、原発近くの道路が一ヶ所でも損傷すれば避難に与える影響は大きく、「熊本地震では、県が防災計画で緊急輸送道路に指定した主要道路でさえ多数の交通支障が生じた。」として、原発周辺地区では複合災害を想定した対策が急務であるとの同会長の指摘をメディアは報じている。

そこで次の点について伺います。

① 内閣府の伊方地域原子力防災協議会は、伊方地域の緊急時対応（概要版）PAZ（5km圏）における避難対象施設であるつわぶき荘において、入所92人中、避難可能な86人については、例えばこれまでの答弁等から、避難指示が出た時点でバス2

台を原子力災害対策本部へ要請し、昼間の時間帯で避難バスが要請後、速やかに到着すれば、2時間程度でバスへの乗車完了を想定しているとのことであったが、この想定では、原発トラブルがなくても、南海トラフ巨大地震「平成25年11月の愛媛県津波高予測、湊浦津波高さ4.4m。津波20cm到達7分後、最大津波到達71分」の被災は免れないと思うが、津波到達前の避難対策について伺います。

② 伊方のつわぶき荘に入所している92人中6人については、無理に避難すると健康リスクが高まるので、輸送等の避難準備が整うまで放射線防護設備の整った3階（海拔11.2m）で屋内退避としている県の津波高予測に比べて2mの余裕があるが、施設内退避となれば複数の付添い介護職員が必要となり、付添い介護職員は津波高さが予測内でも大変なストレスになると思われ、万が一津波高さが予測を超えた場合2次避難は困難で命の危機にさらされることになるため、重度の入所者は津波等の自然災害の影響を受けにくい施設への入所等に配慮すべきではないか。

答

職務 かわぶき荘では、各種災害事
町代理 長 理 者の防災計画及び避難計画によ
り、それぞれにおいて避難場
所、避難経路、避難手段及び
避難方法について、定めておりこの
計画に基づいて、日頃から避難訓練
を実施している。

① つわぶき荘の避難誘導については、収集した災害の情報に基づき、建物施設内に留まることが安全かどうか判断し、速やかに避難を開始するとしている。施設内に留まることが安全と判断される場合には、施設内の安全な場所への避難。津波の恐れがある場合は、3階のケアハウス部分へ誘導し、また、避難に対応する職員体制については、職員の参集指示として、夜間など職員の数が少ない時間帯は、予め定めた職員の参集基準により、非番の職員を参集すると定めている。津波到達前の避難対策については、地震・津波災害の情報をいち早く正確に収集したうえで、津波避難の実施判断を行い、避難の体制を整えて、速やかに避難を実施するとしており、屋外への避難については、つわぶき荘公用車など、11台を使用し、更に不足する自動車については、職員の自家用車を使用することとしており、町としては、災害対策本部から地震や津波などの災害情報を早く正確に提供するように努めることとしている。

② 巨大津波や豪雨災害などの各種自然災害の状況を見ると、日本国内のどこの場所に施設を設けても、これまでの想定をはるかに超える自然災害が起きているため、災害の影響を受けやすい施設や受け難い施設という判断をすること自体が非常に困難な情勢になっている。

つわぶき荘においては、更に各種防災計画及び避難計画に基づいた訓練を継続実施し、訓練の検証を繰り返し行い、職員の防災知識の向上や施設設備の検証を行うことで、災害に備えて被害を最小限に食い止めることを目指す取り組みが重要となることから、町としても、町内各施設での防災計画等について、国内で発生した大規模災害の被害状況を踏まえ、各施設で実施する防災計画の検証を通じて、見直し作業などを行い避難計画の実効性を高めるための取り組みを進めて参ります。



つわぶき荘

第2回 議員研修

◆ 研修レポート ◆



竹内一則議員

第57回四国地区町村議会議長会研修が10月13日高松市レクザムホールで開催された。

最初の名城大学都市情報学部教授の昇 秀樹氏の「人口減少と地方議会のあり方」と題した講演では、先ず、首長及び議員の双方が直接選挙で選ばれる大統領（首長）制である我が国の地方議会制度に触れられ、地方自治法第121条の「首長等は議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場から出席しなければならぬ」との規定について、原則として首長といえども、議会での難壇といった決められた席はないことを解説され、議員同士の議論に力点を置くことの重要性を感じた。

次に「大転換」「右肩下がり時代」をどう生きるのかについては、2020年以降人口が増加する自治体はごくわずかで大半は減少し、人口急減の自治体も少なくないと言われているが、人口減少を抑える特効薬

は見当たらず、国、地方の行政が精一杯取り組んでも人口減少は止まらないと思われる。我が伊方町においても人口減少対策を念頭に置き「まちづくり」、「地域おこし」に積極的に取り組むべきと考えるが、人口減少問題に対する政府対応は、2007年に少子化担当大臣を設置以降、2015年までに15名の大臣が替わるなど、この問題に対する取り組みには真剣さが足りず、2060年時点での実質経済成長率1.5%〜2%の実現目標も全く当てにはならない。

また、2008年をピークに始まった人口減少は、今後も高齢化社会に拍車をかけることになるが、重要なのは、「地方創生」が右肩下がり時代でも持続できる「町」や「村」を実現するためには、自治体、住民、NPO、企業、自治会などが協働して取り組むことである。

続いて、東京大学教養学部客員准教授の松本 真由美氏の「もう一度考える地球温暖化とエネルギー」と題した講演では、世界の平均気温が1880年〜2012年までに0.85度上昇していること。日本における極端な高温の発生頻度が、2030年には現在の2〜3倍になると予測されていること。地球の温暖化による異常気象による日本の夏季の豪雨日数の増加などを指摘され、このような異常をなくすためには、二

酸化炭素の排出量の削減が重要で、2013年時点の総排出量約32.9億トンに占める割合が高い、中国（28.7%）、アメリカ（15.7%）、インド（5.8%）、ロシア（5%）、日本（3.7%）などの率先した取り組みが急務であることが改めて浮き彫りになった。

また、100年後を見据えたとき、平均気温においては、現状のままでは3.7〜4.8度、社会の発展の仕方と対策の大きさに依存されるあらゆる対策をとった場合は3.2度、世界が努力をしなかった場合は3.9度、それぞれ上昇すると予測されていることから、これの対策となる「温暖化対策」と「エネルギー政策」を両輪に、①化石燃料の高効率利用、②再生可能エネルギーの拡大、③エネルギーの選択肢を増やす、④ハイブリッド供給で高効率化、⑤自立分散電源を各地に増やす（地産地消）、⑥さらなる省エネ、以上の点を今後の方向性とすべきと考える。



廣瀬秀晴議員

10月13日高松レクザムホールにおいて「第57回四国地区町村議会議長会研修会」が開催され、最初に「人口減少と地方議員のあり方」と題し、名城大学都市情報学部教授 昇秀樹氏の講演があった。

その中で、将来の人口は、厚生労働省の社会保障・人口問題研究所の人口予測から、2010年～2020年に人口が増加する自治体はごくわずかで、2008年をピークに人口減少が続く、2010年～2040年の30年間で、20才～30才の女性が半減する自治体が896市町村にのぼると言われている。政府の対応はというと、2003年に人口減少が始まって5年経つてようやく「少子化基本対策法」を制定し、2007年には少子化担当大臣を設置し2015年までに15名が替わるなど、この問題の取り組みに真剣さが疑われるが、安倍内閣でようやく本格的な人口目標を設定し、現在の合計特殊出生率1.4台を、まずは、国民希

望出生率1.8台に引き上げ、遅くとも2040年には人口置換水準である2.07まで回復させ、2060年には1億人程度を目指している。

人口の右肩上がりの時代、とりわけ明治維新当時の3千万人強から140年強で4倍の1億3千万人弱まで人口が急増する過程で「受け入れの限界」が問題となり、1970年代まで国策移住により、ハワイ、カリフォルニア、満洲、南米方面、ブラジル、ペルーなどへ多くの人が移り住んだ。伊方村では、昭和15年に佐々木 五九雄氏（伊方農学校創設者）を団長に約200名で、満州国開拓団を結成し、伊方村の分村として大連市庄河へ渡り、開拓したようである。2001年には伊方町が、開拓団の子供達の思いを受け、中国大連庄河への視察を企画し、当時の中元町長を団長に22名が当地を訪問した。



「人口減少超高齢社会のデメリット」については、①経済の成長が困難になり、マイナス成長もあり得る。②2025年問題（団塊世代が全員75才以上が後期高齢者になる。）、さらに2042年問題（高齢者がピークになり介護・老人医療費の財政負担が急増する。）により、財政がもたなくなる。③限界集落、限界市町村の急増により、市町村の半数は削減可能な市町村になる。④地方鉄道・バス路線などの廃線、地方大学の閉鎖、百貨店スーパーの閉店と買い物難民が急増する。などが挙げられ、伊方町においても2060年の人口が3,286人になるとの推計から、今の人口の約3分の1になり、限界集落や買い物難民の急増が大問題となることは間違いないと言える。

続いて、「もう一度考える地球温暖化とエネルギー問題」と題し、東京大学教養学部客員准教授松本 真由美氏の講演があった。

「地球温暖化とパリ協定」では、世界の平均気温の上昇をはじめ様々な問題に対処するため、2020年以降の地球温暖化対策の新たな枠組みとして、COP21「パリ協定」を採択し、2020年以降すべての国（196の締約国・地域）が参加し、今世紀末までCO2の排出量をゼロにする法的な枠組みが決められ、その実効性に大いに期待している。

「低炭素なまちづくり」では、主な取り組みとして、①貨物トラックの低炭素な輸送、②次世代自動車の導入、③照明のLED化、などが考えられるが、例えば、約3000万個の白熱電球をLEDに換えることにより、700万t～800万tのCO2が削減できると言われている。温暖化対策とエネルギー問題は、今後ますます重要度を増し、伊方町も人口減少、温暖化及びエネルギー問題に対し、原子力発電所立地町として、将来の事を真剣に考える必要があるのではないかと思う。



町内めぐり

三机・大久小学校3年生
が町内の各施設をめぐり
ました。



委員会（協議会）報告

月 日	委員会（協議会）	概 要
8月17日	議会運営委員会	第42回臨時会の運営について
9月6日	議会運営委員会	第46回定例会の運営について
9月13日	議員全員協議会	1. 条例の制定等について 2. 平成27年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 3. 第3次伊方町行政改革大綱に基づく主要項目の実績報告について 4. 風力発電事業（第三セクター）による株主配当金について 5. 指定管理者の募集について (1) 伊方町デイサービスセンター (2) 伊方町観光物産センター (3) 伊方町農水産物処理加工施設 (4) 伊方製氷施設 (5) 瀬戸製氷施設 (6) 瀬戸農業公園 (7) 瀬戸アグリトピア 6. 三崎種苗生産施設の指定管理について 7. 佐田岬灯台公園整備工事請負契約の変更締結について 8. 伊方製氷施設改修工事請負契約の締結について 9. 町道三崎名取口線道路改良工事請負契約の締結について 10. 平成27年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書について 11. 平成28年度伊方町一般会計補正予算（第4号）概要 12. その他
	原子力発電対策特別委員会	1. 伊方3号機の再起動に係る伊方町の取り組みについて 2. 伊方3号機の再稼働の状況について 3. その他
9月21日	議員全員協議会	平成27年度一般会計等決算審査

議 会 日 誌

8月9日	知事との意見交換会	9月23日	第46回定例会
15日	県戦没者追悼式（松山）	26日	八幡浜地区施設事務組合議会臨時会（八幡浜）
17日	議会運営委員会	29日	四国四県町村長・議長大会（松山）
21日	2016瀬戸の花嫁まつり	10月4日	町老人クラブ連合会スポーツ大会
22日	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会定例会（大洲）	6～7日	県町村議会議長会第3回全員協議会（愛南町）
29日	第42回臨時会	11日	定期監査・例月現金出納検査（監査委員）
30日	伊方原子力発電所環境安全管理委員会	12日	国際交流体験報告会
31日	南予水道企業団定例会（宇和島）	13～14日	第2回町議会議員研修会（高松市）
9月6日	議会運営委員会	18日	青森県風間浦村議会来町（行政視察）
9日	例月現金出納検査（監査委員）	18～20日	部落解放研究第50回全国集会（奈良県）
13日	議員全員協議会	23～25日	議長研修会 （市町村議会議員特別セミナー研修）（千葉）
16日	原子力発電対策特別委員会	11月1～2日	町村監査委員全国研修会（東京）（監査委員）
16日	第46回定例会	5日	町福祉大会
21日	議員全員協議会（決算審査）	8日	町戦没者追悼式